

富山県地域薬剤師確保修学資金の手引

【富山大学薬学部薬学科「地域枠」】

令和5年10月（第1版）

〒930-8501

富山市新総曲輪1番7号

富山県厚生部 薬事指導課 企画係

TEL 076-444-3233 FAX 076-444-3498

1 貸与の目的等について

(1) 貸与の目的

富山県内の公的病院、製薬企業又は行政機関で勤務する薬剤師の確保を図り、もって地域医療の充実及び本県の医薬品産業の発展に寄与することを目的としています。

(2) 貸与対象者

富山大学薬学部薬学科の総合型選抜 I「地域枠」により入学した学生

※総合型選抜 I「地域枠」に合格して入学した者は、富山県地域薬剤師確保修学資金の貸与を受けなければなりません。

(3) 貸与の方法

入学した日の属する月から、大学を卒業する日の属する月まで6年間、次の額を貸与します。

入学料相当額 入学時 282,000 円 予定

授業料相当額 年 額 536,000 円 予定

修 学 費 月 額 50,000 円

2 貸与の取消し・停止について

(1) 次の場合は貸与取消しとなり、貸与された修学資金を返還しなければなりません。

- ① 退学したとき
- ② 心身の故障のため修学の見込みが無くなったと認められるとき又は死亡したとき
- ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき(2回目の留年が決定した場合等)
- ④ その他修学資金を貸与することが適当でないと認められるとき

(2) 停学、休学、留年等の場合、相当期間貸与が停止されます。

3 修学資金の返還免除及び一部免除について

(1) 修学資金の返還免除(全額免除)

大学を卒業後、薬剤師となり、①地域医療コース、②製薬企業コース又は③行政コースで9年間勤務した場合※、に申請により修学資金の全額の返還が免除されます。

※9年間の勤務について

・最初の勤務から 18 年以内に、9年間の勤務を満了する必要があります(②製薬

企業コースの場合は、同一の製薬企業で9年間)。

- ・コース間又はコース内の転職等は可能ですが、転職前と転職後の勤務期間は合算されません。転職後に新たに9年間勤務する必要があります。

① 地域医療コース

9年間で、規模や機能など異なる公的病院を3か所程度ローテーションするプログラムが設定されるので、当該プログラムに基づき、富山県知事が対象者ごとに指定する県内の公的病院において、薬剤師として9年間勤務した場合に、貸与された修学資金が返還免除となるコースです。(県内の公的病院については、別添の「富山県内公的病院一覧」をご参照ください。)

② 製薬企業コース

9年間以上、同一の製薬企業で勤務した場合に、返還免除となるコースです。

対象となる製薬企業は、地域枠生が5年生となる4月を目途に決定します。県内の製薬企業*から募集し、地域枠生を採用し9年間雇用した場合に、修学資金の返還の負担に同意した企業が対象となります。

(令和5年 10 月時点で対象製薬企業に応募する意向がある企業の一覧については、別添の「地域枠生採用希望企業リスト」をご参照ください。)

なお、返還免除に要する費用は、地域枠生を採用した企業が1/2の負担、県が残りの1/2を負担することとしています。

【注意事項】

対象企業の代表者又は取締役の3親等以内の親族であり、同企業の跡継ぎを目的として就職する場合等、同企業への就職の必然性が相当程度高いと認められる場合は、返還免除の対象とはなりません。

※対象となる製薬企業の応募要件

- ・富山県内で医薬品製造販売業又は医薬品製造業の許可を有していること(生薬の粉末化・刻み加工、医療用ガスのみを扱う場合を除く。)
- ・採用した地域枠生が、9年間以上勤務した場合に貸与額の1/2を負担することに同意すること
- ・地域枠の学生の卒業年度において、薬剤師の採用予定があること

③ 行政コース

9年間以上、富山県職員として、本庁、厚生センター、県研究所等で勤務した場合に、返還免除となるコースです。

なお、職務に起因する心身の故障により免職されたとき、または職務により死亡したときは、修学資金の全額の返還が免除されます。

(2) 修学資金返還の返還免除(一部免除)

企業の解散(倒産)など、自己都合以外の理由で退職したときは、修学資金の一部の返還が免除される場合があります。

(3) 返還免除の申請手続

返還免除が成立した場合、資金返還免除申請書(様式第9号)を提出してください。

4 修学資金の返還猶予について

(1) 貸与を受けた者が次の場合に該当するときは、申請により返還を猶予します。

- ① 大学を卒業又は大学院を修了した後、薬剤師免許を取得するまでの期間
(ただし、卒業又は終了する年の国家試験に不合格となり、翌年の国家試験にも不合格となった場合は、猶予されません。)
- ② 大学を卒業した後、引き続いて大学院で修学している期間
(薬学に関する課程又は特定薬剤師として有用な専門知識を習得するための課程として知事が認めるものに限ります。)
- ③ 薬剤師免許取得後、地域医療コース、製薬企業コース、又は行政コースで従事している期間(特定薬剤師として在職中の期間)
※最初の勤務から18年以内に、9年間の勤務ができることが見込まれる場合に限ります。
- ④ 災害、病気その他やむを得ない事情により、返還が困難であると認められるとき
(その理由が継続する間に限ります。ただし、2年間を限度とします。)

(2) 返還猶予の手続き

返還免除が成立するまでの間は、毎年度当初及び年度途中で新たに上記(1)の返還猶予の事由に該当したときは、次のア及びイの書類を提出してください。

ア 返還猶予申請書(様式第8号)

イ 該当事由を証明する書類(※「4修学資金の返還猶予について(1)」の各状況により添付するものが異なります)

4(1)①②: 卒業又は修了証明書

4(1)②: 在学証明書(大学等の定めるもの)

4(1)③: 勤務している病院等の在職等証明書

4(1)④: その事情が分かるもの

5 修学資金の返還について

(1) 次の場合には、貸与された修学資金を返還しなければなりません。

- ① 貸与を取り消されたとき
- ② 大学卒業後、上記4による返還猶予の要件に該当しなくなったとき
(最初の勤務から 18 年以内に、同一の製薬企業等で 9 年間の勤務ができな
いことが明らかになったときを含みます。)

(2) 返還の期間、方法

- ・返還期間:返還理由が発生した日(退学、退職等の日)から起算して、貸与を受け
た期間に相当する期間内(最長6年間相当)に返還
- ・返還方法:直ちに一括払、若しくは半年又は年毎に一定額

(3) 返還の手続き

返還すべき事由が生じた日から 20 日以内に、返還計画書(様式第7号)を提出して
ください。

6 育児休業、休職、その他これらに準ずる休業について

育児休業等により休業する場合の取り扱いについては下記のとおりとし、下記以外に
ついては、その都度協議するものとします。

(1) 勤務期間として算入されるもの

- ・産前産後休暇
- ・育児短時間勤務(勤務時間等に応じて勤務期間を算定)
- ・病気休暇(上限あり)

(2) 勤務期間として算入されないが、特定薬剤師として在職中であるものとして返還
が猶予されるもの

- ・育児休業
- ・介護休暇
- ・休職、停職

※(1)、(2)の休業の期間は、それぞれの目的に照らして、必要な期間をその都
度協議するものとします。

また、育児休業、職務上の怪我・病気に伴う休職期間は 18 年の勤務年数の
上限が延長されます。

県は、(1)、(2)の休業を希望する者に対して、理由書等の提出を求めるとともに、中断事由が継続しているか否かを定期的を確認するものとします。

7 各種届出について

(1) 在学証明書の提出

修学資金貸与中は、在学証明書(大学等の定めるもの)を毎年4月 15 日までに提出してください。

(2) 借用証書の提出

貸与が終了した時点で、直ちに連帯保証人2名※の実印を押印した借用証書(様式第6号、印鑑証明書添付)を提出してください。

※1名は貸与を受けようとする者の親族(父母等)、もう1名は父母等以外の家計を別にする者とし、連帯保証人は成年者であって、修学資金を返還できる資力を有する者。いずれか1名は県内に在住する者が含まれることが望ましい。

(3) 各種届出

- ① 停学、休学、留年、退学等の場合は、直ちに連絡してください。
- ② 本人及び保証人の住所、氏名等を変更した場合は、直ちに連絡してください。
- ③ 薬剤師免許を取得(内容変更)した場合は、免許証の写しを送付してください。

8 修学資金の支払計画について

(1)入学年度(1年次)

月	金額	内訳	支払時期(予定)
4月～ 6月分	968,000 円	入学料相当額 282,000 円予定 授業料相当額 536,000 円予定 修 学 費 50,000 円×3月分	当年4月
7月～ 9月分	150,000 円	修 学 費 50,000 円×3月分	7月
10月～12月分	150,000 円	修 学 費 50,000 円×3月分	10月
翌年1月～ 3月分	150,000 円	修 学 費 50,000 円×3月分	翌年7年1月

(2) 2年次から6年次以降の支払計画(予定)

月	金額	内訳	支払時期(予定)
4月～ 6月分	686,000 円	授業料相当額 536,000 円予定 修 学 費 50,000 円×3月分	5月
7月～ 9月分	150,000 円	修 学 費 50,000 円×3月分	7月
10月～12月分	150,000 円	修 学 費 50,000 円×3月分	10月
1月～ 3月分	150,000 円	修 学 費 50,000 円×3月分	1月

9 その他

この「手引き」の記載に関わらず、関係条例及び規則の改正等によって、要件等が変更される場合がありますので、ご了承ください。

その場合には、その都度、文書等によりお知らせします。